

神戸市脱炭素先行地域推進協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「神戸市脱炭素先行地域推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産官学の連携を核に、神戸市の脱炭素先行地域の取組を着実に推進し、もって市域における脱炭素化とレジリエンスの同時実現及び環境と経済の好循環を図ることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 脱炭素先行地域づくり事業に関する意見交換、情報共有及び情報発信に関すること
- (2) 脱炭素先行地域の取組について、進捗状況、取組評価、課題の整理、スケジュールの確認に関すること
- (3) 脱炭素先行地域外の市内他エリアへの取組展開に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第4条 協議会の会員は、市及び第2条の目的に賛同する脱炭素先行地域計画の共同提案者で構成する。

(代表)

第5条 協議会の代表者として会長1名を置き、市長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の運営上必要であるときは、会員の中から副会長を指名することができる。
- 4 会長に事故があるときは、副市長をもって代理とすることができる。

(総会)

第6条 協議会の総会は、原則として年1回、会長が招集し開催する。また、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

- 2 協議会は、必要に応じて、会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 総会は、協議会の事業及び運営の基本的事項について審議し、決定する。
- 4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 総会の進行は、事務局により実施する。

(ワーキンググループ)

第7条 協議会は、第2条の目的を達成するために必要な取組を具体的に推進するため、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、会員及び会長が必要であると認める者で構成する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、神戸市環境局脱炭素推進課に置く。

(秘密保持)

第9条 協議会及びワーキンググループにおいて知り得た技術的な情報及び秘密情報のうち秘密である旨明示された情報については、協議会への在籍期間中及び退会後を問わず、その一切について第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に開示される情報に関するすべての当事者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(設置期間)

第10条 協議会の設置期間の有効期間は令和13年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第9条で定める義務は、協議会の設置期間が終了した後も、対象とする事項が存在する限り有効に存続する。

(規約の制定改廃)

第11条 本規約の制定改廃は会長が行い、改廃した場合は、会員に通知する。

(その他)

第12条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本規約は、令和6年12月20日から施行する。

別表1 共同提案者(第4条関係)

ポートアイランド第2期企業自治協議会(PISCA)
神戸商工会議所
株式会社三井住友銀行
国立大学法人神戸大学
大阪ガス株式会社
阪神国際港湾株式会社